

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
規制の名称	伐採及び伐採後の造林に関する届出書を不要とする特例の設定
規制の区分	緩和
担当部局	林野庁森林整備部整備課
評価実施時期	令和2年12月～3年1月
規制の目的、内容及び必要性等	森林の間伐等の実施の促進に関する法律は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、平成20年に制定、平成25年に改正・延長され、平成32年度（令和2年度）までに実施される間伐等の森林整備、成長に優れた樹木の増殖を推進してきている。 この間、平成28年には、京都議定書の後継であるパリ協定が発効し、我が国の森林吸収量目標（令和12（2030）年度に2.0%削減）の達成のため、引き続き、間伐、再造林等の森林整備の推進が必要となっている。さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、生産が本格化しつつある特定母樹から育成された苗木を用いた再造林を促進し、森林吸収量の最大化を図ることも重要となっている。 この目標を達成するため、法定交付金（美しい森林づくり基盤整備交付金）の交付、森林整備事業の地方負担分に係る地方債の起債の特例など現行法に基づく支援措置を令和12（2030）年度まで10年間延長するとともに、特定母樹から育成された苗木（特定苗木）を積極的に用いた再造林を計画的かつ効率的に推進するため、都道府県知事が、ア．自然的社会的条件からみて植栽に適した区域（特定植栽促進区域）を指定、イ．区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする林業事業者等が作成する計画（特定植栽事業計画）を認定、ウ．計画の認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講じる制度を創設する。 他方、民有林の立木を伐採し再造林しようとする場合、森林法に基づき、伐採予定日の30日前までに、市町村長に「伐採及び伐採後の造林の届出書」（伐造届）を提出する必要がある。 しかしながら、特定植栽事業計画（以下「事業計画」という。）では、具体的な実施箇所が指定され、伐造届に記載すべき内容が含まれていること、都道府県知事の事業計画の認定にあたり市町村長への協議が行われることから、事業計画の認定

	は伐造届の提出と同等の効果を有している。 このような中で、事業計画の認定を受けた者に対して伐造届の提出を引き続き義務づけることは二重の負担を課すことになり、事業計画の認定を受ける事業者が減少するおそれがある。 【規制緩和の内容】 事業計画の認定を受けた場合、伐造届の提出を不要とすることとする。	
想定される代替案	特定植栽促進区域において、一律に伐造届を不要とすることが代替案として考えられる。	
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合
	遵守費用 本特例は、森林法に基づく手続きを一部省略する例外を定め、事業計画認定との重複を解消するものであり、この措置によって追加の法令等の遵守を求めるものではない。	遵守すべき内容がなくなることから、遵守費用は発生しない。
	行政費用 本措置は、森林法に基づく手続きを一部省略する例外を定め、事業計画認定との重複を解消することで、行政手続きを減らすものであり、追加で必要となる作業は発生しない。また、森林の状況把握については、通常の森林法における業務で実施される巡視によって対応可能である。	確認すべき届出がなくなることから、緩和自体については追加の行政費用は発生しないが、届出の有無に関係なく伐採が可能となることから伐採が行われた森林の確認について行政側が全森林を常に巡視することが必要となり、巡視に係る行政コストが大幅に上昇する。
直接的な効果(便益)の把握	上記伐造届の活用見込を元に、事務費用が不要となることによる便益を以下の通り推計する。 ・ 伐造届一件当たりの処理時間 現地確認等を含めて1日程度 ・ 伐造届を処理する職員の人件費 地方交付税における職員給与費統一単価積算基礎 一般	伐造届を不要とする場合、伐採前の手続きは簡素化されるが、伐採内容等を確認する手段を失うこととなる。

	職員 A の給与月額を月 20 日として日割り計算し、約 1 万 6 千円 (327,500 円/20 日) ・ 特例活用により事務費用が不要となることによる便益 1,000 件 × 1 日 × 1 万 6 千円 = 1,600 万円	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	本規制緩和の導入により副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。	森林の伐採方法や伐採後の造林の方法等について、市町村森林整備計画等との整合性を確認することを目的としている伐造届を一律に不要とした場合、伐採内容の適否を判断する手段がなくなり、無秩序な伐採が発生し、伐採後に行われるべき再造林が実施されなくなることが想定される。
費用と効果(便益)の関係	本規制の緩和は、手続きの重複を解消するものであり、伐採・造林に関して追加で実施すべき行為を求めるものではないことから、追加的な遵守費用は発生しない。また、同様の理由から行政側についても追加の対応を求めるものではなく、伐採箇所の現地調査や再造林の実施状況等の確認についても、現在の伐造届に係る事務の執行体制において対応することが十分可能である。さらに、緩和による副次的影響等も想定されないことから、規制を緩和することが妥当である。	
その他の関連事項		
事後評価の実施時期等	法施行後 5 年を目処として事後評価を実施する。	
備考		